

1 「個人情報＝プライバシー情報」ではない

それでは、個人情報保護法に規定されている個人情報の取扱いについて、基本的な事項の解説をしていきます。

「個人の私生活上の事実に関する情報」
「まだ社会一般の人が知らない情報」
「一般人なら公開を望まない内容の情報」

↓↓↓

3つの条件をすべて満たす情報が「プライバシー情報」

「個人情報」とは、私生活上の情報かどうか、事実かどうかに関係ありません。すでに人々が知っている情報であっても個人情報にあたります。

2 名刺、個人の病歴が記載されたカルテ、遺伝子情報も個人情報

「個人情報」とは、特定の個人を認識できる情報のことです。

「個人データ」とは、個人情報が検索できるように整理されているデータのことです。

「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示や内容の訂正などができる権限をもつデータのことです。

たとえば、顧問先の社長よりいただいた『名刺』

名刺そのもの 「個人情報」

↓

名刺をスキャナーで読み込むなどデータベース化 「個人データ」

↓

個人データを6カ月を超えて継続的に利用 「保有個人データ」